

桃生ワンコインタクシーの実証運行について

協議事項 4

桃生地区を運行している桃生地区住民バスの地域内線「太田檜崎線」及び「倉塚永井線」について、高齢化と過疎化が進む桃生地区で、自宅からバス停まで徒歩での移動は利用者の負担となり、利便性に欠けることから利用率低迷となっていた。利用者の利便性の向上を図るため、路線全線及び地域幹線と共有のバス停を除く全てのバス停を廃止し、タクシー運賃助成制度の活用による桃生地区内限定定額タクシー「桃生ワンコインタクシー」の運行を開始する。

根拠法令

道路運送法第4条

運行主体

桃生地区住民バス運行協議会

運行事業者

2社予定
株式会社 桃生交通
佳景山タクシー

運行案内

2ページを参照

廃止路線

3～4ページを参照

運行範囲

5ページを参照

運賃

一律：1運行・乗車500円

運行車両

小型タクシー車両(セダンタイプ5人乗り)

実施日

令和5年4月1日から
ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までは桃生地区住民バス運行協議会独自の実証運行期間とし、実証開始から半年後に利用状況を分析し、必要に応じて中間見直しを行う。

令和5年4月から 桃生ワンコインタクシーの運行が始まります

運行開始に伴い地域内線（太田榎崎線・倉埥永井線）は廃止となります

桃生地域内線住民バスに替わる新たな町内交通手段です。タクシー運賃助成制度を活用し、運行曜日・時間内なら自宅から桃生町内どこへでも片道ワンコイン（定額：500円）でタクシーが利用可能(往復なら500円×2)となります。タクシーメーター運賃との差額は桃生バス運行協議会から助成します

～ どうして定額タクシーなの ～

高齢化と過疎化が進む桃生地区で、自宅からバス停まで徒歩での移動は利用者の負担となり、利便性に欠けることから、バスの利用率の低迷となっていました。ドアツードアサービスとしては乗合乗車方式のデマンドタクシーがありますが、事前登録を要し、予約する手間や相乗りする負担があるため、利用者の利便性の向上に繋がり、経済的負担を過度に感じず利用できる定額タクシーを導入するものです。

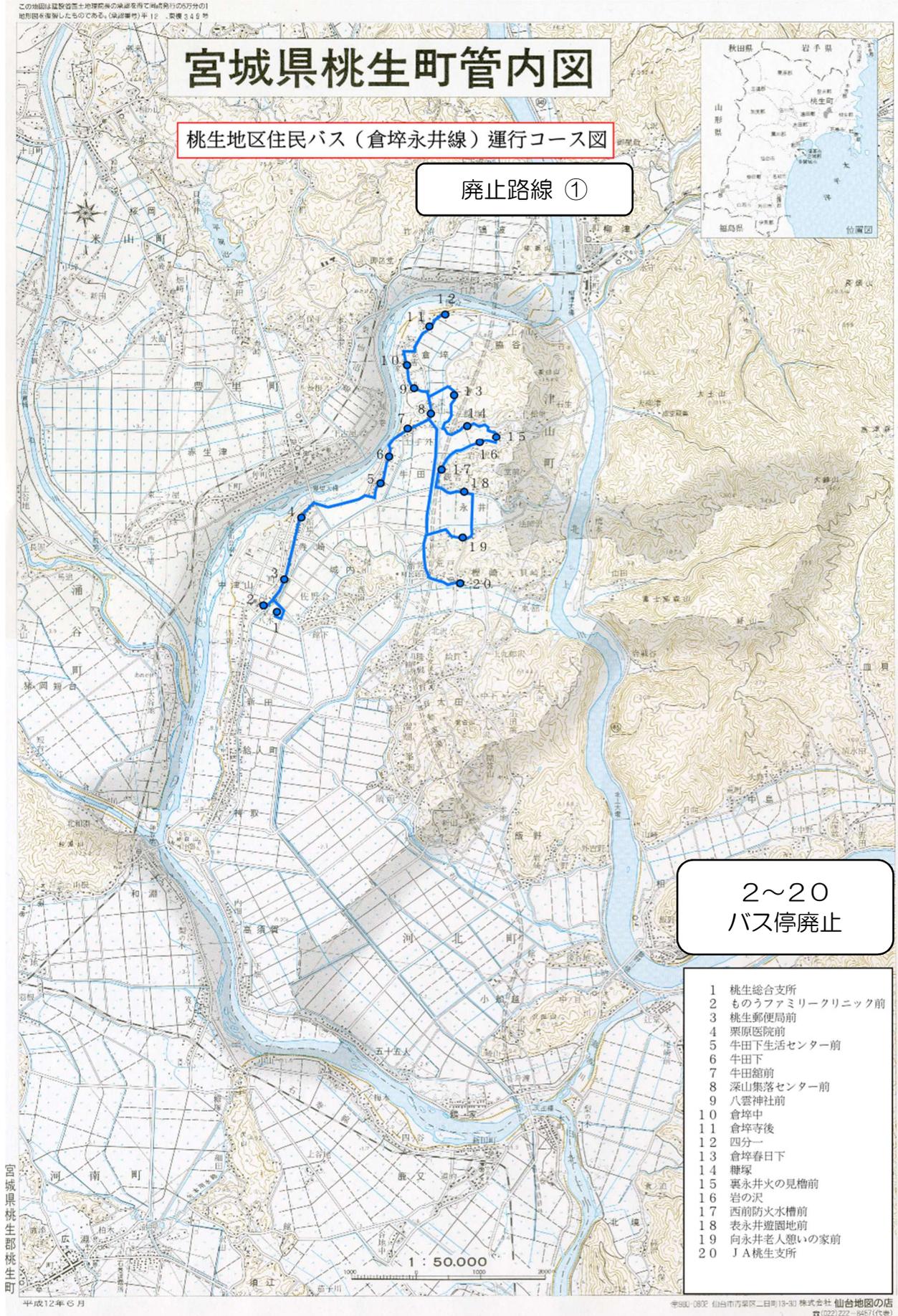
運行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 桃生バス運行協議会独自の実証運行期間
運行日・時間	月曜日・水曜日・金曜日 午前8時から午後5時まで ※ 祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は運休です。
運賃	一律：1運行・乗車500円
利用方法	電話で運行業者(2社)に連絡してください。
利用ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・桃生町内限定運行です(桃生町外での乗降はできません。) ・1運行4名まで乗車可能です。 ・1回の運行で乗り降りは1回(乗車後の待機利用は不可です。) ・大人、子ども、障がいの有無に関わらず1運行500円です。

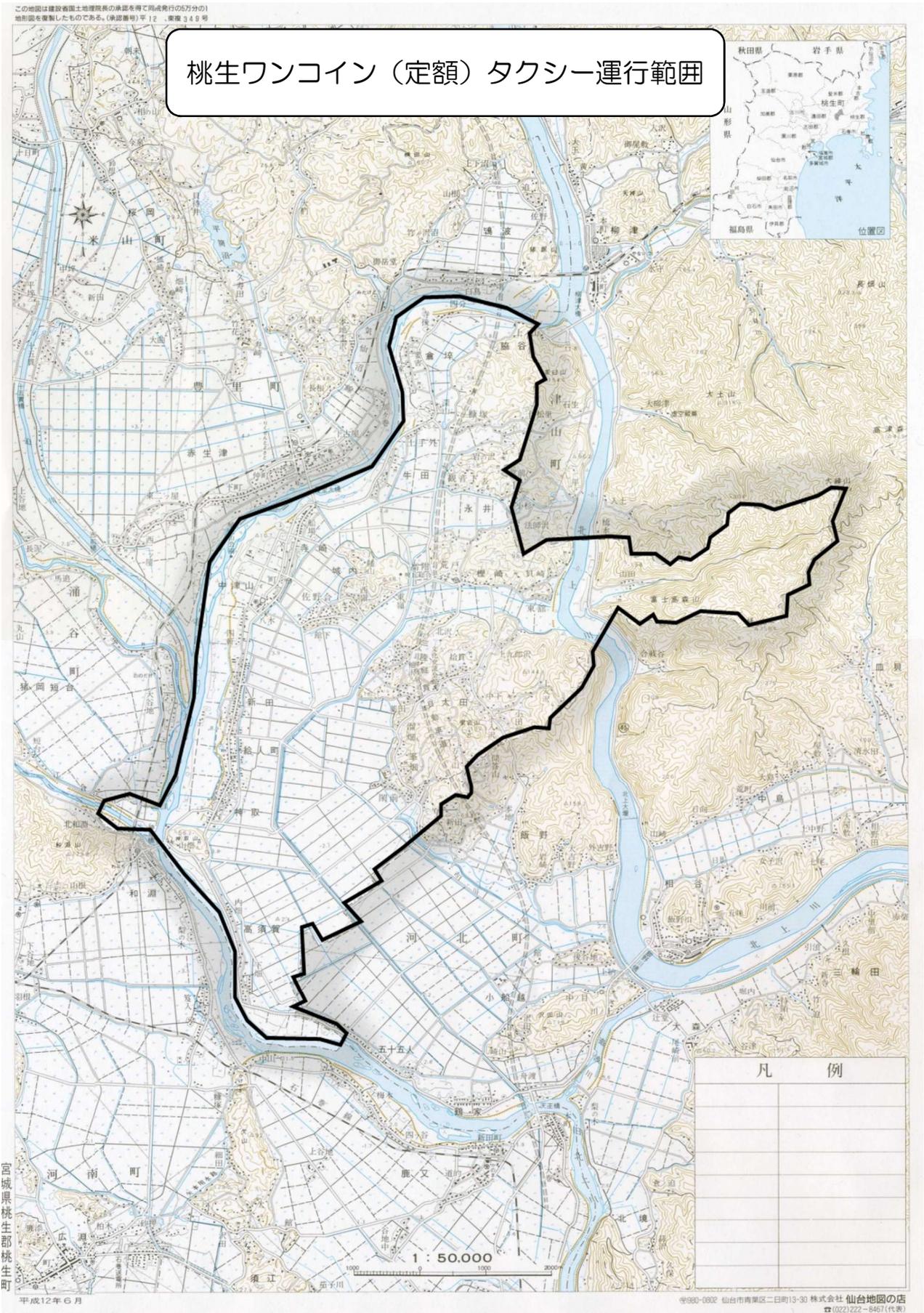
※ 上記以外のご利用のお支払いはメーター運賃となります。定額500円は適用になりません。通常のタクシーとしてご利用ください。

お問い合わせ先

桃生地区住民バス運行協議会事務局
(桃生総合支所地域振興課内)
☎0225-76-2111







桃生地区住民バス運行協議会協議事項について

令和5年1月13日（金）に行われました、令和4年度桃生地区住民バス運行協議会第2回会議において、下記のとおり協議決定したのでご報告いたします。

記

【協議事項】

- (1) 「桃生上品の郷線」について一部路線の廃止・延長及びバス停の廃止・新設を行い、「桃生イオンモール石巻線」と名称変更し、運行ダイヤ（発着時間）改正、路線延長に伴う料金改定を行う。
- (2) 地域内線「太田檜崎線」及び「倉塚永井線」について、路線全線及び地域幹線と共有のバス停を除く全てのバス停を廃止し、タクシー運賃助成制度の活用による桃生地区内限定定額タクシー「桃生ワンコインタクシー」の運行を開始する。

上記内容について、全会員から特に異議がなかったことから、協議決定とし、桃生地区住民バス運行協議会決定事項として地域公共交通活性化協議会へ付議することといたします。

令和5年1月13日

桃生地区住民バス運行協議会事務局